

スマート農業技術の開発・供給に関する事業等に関する特別約款

令和8年3月16日制定

本約款は、「スマート農業技術の開発・供給に関する事業」、「戦略的スマート農業技術の開発・改良」、及び「次世代スマート農業技術の開発・改良・実用化」（以下、各事業を総称して「本事業」という。）に適用する。

（マッチングファンド方式の条件等）

第1条 本事業にかかる委託業務のうち、委託業務の研究成果を用いて新たな商品や便益の開発を行うことにより将来的に利益を享受することとなる民間企業等（民間企業、公益・一般法人、NPO法人、協同組合及び農林漁業者をいう。以下同じ。）が参画する場合、当該民間企業等が自ら支出する費用（以下「自己資金」という。）の2倍以内の委託費を甲が支出する方式（以下「マッチングファンド方式」という。）を適用するものとする。

ただし、委託業務の研究成果を用いた新たな商品や便益の開発を行わず、将来的に利益を享受しない民間企業等は、マッチングファンド方式を適用しないものとする。

- 2 本事業における乙構成員のうち民間企業等が委託期間において負担する自己資金の金額は、実施計画書に記載のとおりとする。また当該民間企業等は、自己資金を実施計画書に記載された経費の区分に従って使用しなければならない。当該実施計画書が変更されたときも同様とする。
- 3 乙構成員のうち民間企業等は、前項の自己資金について専用の帳簿を備え、収入支出の額を経費項目に従って記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。また、当該民間企業等は、帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、本委託業務が終了した日の翌年度の4月1日から起算して5年間、整理・保管しなければならない。

（マッチングファンド方式の自己資金）

第2条 本事業における乙構成員のうち民間企業等は、自己資金の支出実績が不足し、マッチングファンド条件を満たさない場合は、マッチングファンド条件を満たすまで、委託費を財源に支出された経費を自己資金に振り替えることとし、振り替えを行ったことにより過払いとなった委託費は、試験研究委託契約共通約款（以下「共通約款」という。）第18条に基づき甲に返還するものとする。

- 2 本事業にかかる委託費及び自己資金の額を確定した結果、当該年度における乙構成員のうち民間企業等の自己資金の支出実績が、マッチングファンド条件における自己資金の額を超過する場合には、甲が認めた場合に限り、当該民間企業等は、当該超過額を翌年度の自己資金として繰り越すことができるものとする。
- 3 乙構成員のうち、第1条第1項ただし書によりマッチングファンド方式が適用されなかった民間企業等は、本事業にかかる研究実施中又は研究終了後5年以内に、委託業務の研究成果を用いて新たな商品や便益の開発を行った場合には、開発した商品や便益の内容及び時期並びに研究実施中に支出した自己資金等について、決算書、帳簿等甲が求める資料を提出の上で速やかに甲に報告するとともに、研究当初にさかのぼってマッチングファンド条件を満たすよう、過払いとなった委託費を甲に返還するものとする。
- 4 本事業における共通約款第19条第4項の適用に関して、乙構成員が委託費で取得した取得財

産のうち取得価格が50万円以上の研究機器を一時的に他の研究開発事業に使用する場合には、破損した場合の修繕費、光熱水料等の一時使用に要する経費を委託費及び自己資金から支出してはならない。

- 5 第3項の報告について、乙構成員が不正又は虚偽の報告等をした場合、当該乙構成員は、同項の返還金に加え、違約金として当該返還額の100分の10に相当する金額を、甲へ支払わなければならない。
- 6 第3項の報告について、甲が相当の期間を定めて催促したにもかかわらず、当該乙構成員がこれに応じなかった場合、当該乙構成員に支払われた委託費の2分の1に相当する金額の返還に加え、違約金として返還額の100分の10に相当する金額を、甲へ支払わなければならない。
- 7 乙構成員が本条に定める返還金又は違約金（以下「返還金等」という。）を甲が指定する支払期日までに支払わないときは、当該乙構成員は、甲に対し、返還金等の額から既払金を控除した残額に対して支払期日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、民法第404条に定める法定利率で算出した延滞金を支払わなければならない。

（マッチングファンド方式の自己資金で取得した財産）

第3条 乙構成員は、本事業の実施のために自己資金で取得した財産について、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。乙構成員は、委託業務を実施するため自己資金により製造し、取得し、又は効用を増加させた財産のうち、取得価格が50万円以上の研究機器については、委託期間中、委託業務に支障が生じない範囲内で、一時的に他の研究開発事業に使用することができる。この場合、当該乙構成員は次の各事項を遵守するものとする。

- 一 当該乙構成員が一時使用する場合には、破損した場合の修繕費、光熱水料等の一時使用に要する経費を委託費及び自己資金から支出してはならない。
- 二 当該乙構成員以外の者が一時使用する場合には、当該乙構成員は、一時使用予定者との間で、破損した場合の修繕費、光熱水料等の一時使用に要する経費の取り扱いについてあらかじめ取り決めを締結することとし、当該経費を委託費及び自己資金から支出してはならない。

附 則

この特別約款は令和8年3月16日より施行する。